

Q1 「介護従事者」に含まれない職種はあるか。

A1 次の職種は、含まれません。

- ・生活相談員や支援相談員などの相談援助業務を行う職種
- ・医師、看護師、准看護師
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

Q2 非常勤やパートでも対象となるか。

A2 対象となります。ただし、勤務する介護サービス事業所を運営する法人に直接雇用されている必要がありますので、人材派遣会社から派遣される場合は、対象となりません。

Q3 住民票上は市内に住所があるが、実際には市外に居住している場合は、対象となるか。

A3 対象となりません。

Q4 現在は市外に居住しているが、市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている場合は、対象となるか。

A4 補助金の交付申請の時点で市内に住所を有していれば対象となります。

Q5 助成申込みの時点で市内に住所を有していたが、補助金の交付申請の時点で市外に転居した場合は対象となるか。助成申込みの時点で市内の介護サービス事業所に勤務していた（勤務することが決まっていた）が、補助金の交付申請の時点で市外の介護サービス事業所に勤務する場合はどうか。

A5 いずれも対象となりません。

Q6 市内の法人に雇用され、市外の介護サービス事業所に勤務する場合は、対象となるか。市外の法人に雇用され、市内の介護サービス事業所に勤務する場合はどうか。

A 6 法人の所在地に関係なく、市内の介護サービス事業所に勤務する場合に対象となります。

Q7 「市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている」とは、具体的にどういう状態か。

A 7 内定や採用の通知を受けている場合や雇用契約を締結している場合など、介護サービス事業所での勤務が確定しているが、まだ勤務を開始していない状態をいいます。

Q8 「市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている」かどうかは、どの時点で判断するのか。

A 8 助成申込みの時点で判断します。なお、介護サービス事業所に就労の意思を持って活動してるものの、まだ内定通知を受けていない場合は、助成申込みはできますが、補助金の交付申請の時点までに内定通知を受けるなど介護サービス事業所での勤務が確定している必要があります。この場合、助成申込書には「介護従事者として勤務することが確認できる書類」の添付は不要ですが、補助金交付申請書への添付が必要となります。

Q9 非正規職員として介護サービス事業所に勤務しているが、正規職員として新たに雇用される場合は、「勤務することが決まっている者」に該当するか。

A 9 正規・非正規を問わず、現に介護従事者として勤務しているかどうかで判断します。なお、事務職員として勤務している方が介護従事者として勤務することになる場合は「勤務することが決まっている者」に該当します。

Q10 助成の申込みをした時点と補助金の交付申請の時点で勤務する介護サービス事業所が変わった場合は、対象となるか。

A10 どちらも市内の介護サービス事業所であれば対象となります。

Q11 研修修了後に採用の内定が取り消された場合又は退職した場合は、対象となるか。

A11 対象となりません。

Q12 「介護等の業務に従事した期間が通算で1,095日未満」との条件は、現在勤務している事業所での期間を指すのか。

A12 過去における他事業所での勤務を含め、通算で1,095日未満ということです。

Q13 「介護等の業務に従事した期間」は、どのように計算するのか。

A13 介護福祉士の受験資格における計算と同様です。すなわち、介護等の業務を行う事業所に在職した日数（産休・育休・病休を含む）が通算で1,095日以上ある場合は、本事業の対象となりません。

ただし、同日数が1,095日以上あっても、介護等の業務に従事した日数（年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に介護業務に従事しなかった日数を除く）が540日に満たない場合は、本事業の対象となります。

Q14 介護等の業務に従事した日数が540日以上あるが、介護等の業務を行う事業所に在職した期間が1,095日に満たない場合は、対象となるか。

A14 助成申込みの時点で1,095日に満たなければ対象となります。

Q15 他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から助成を受けている場合で、受講料等との差額分を申請することはできるか。

A15 差額分のみ申請はできません。

Q16 勤務する介護サービス事業所に、受講料等と本事業による補助金額との差額を補填する制度がある場合、利用してもよいか。

A16 差し支えありません。

Q17 市外で開催される講座や通信講座を受講した場合は、助成の対象となるか。

A17 対象となります。

Q18 講座をe-ラーニングで行う場合の登録料は、助成の対象となるか。

A18 対象となります。

Q19 講座を実施した機関による割引、キャッシュバック等により、正規の費用より支払額が少なかった場合は、どの額が対象となるか。

A19 実際に負担した額が対象となります。

Q20 受講料等を分割で支払っている場合は、どの時点で申請できるか。

A20 講座修了日又は支払完了日から3か月以内に申請する必要があります。

Q21 講座を修了後に助成の申込みと補助金の申請を同時に行うことができるか。

A21 助成の申込みは、講座の修了前でなければできません。

Q22 講座を現に受講中であっても、助成の申込みはできるか。

A22 講座を修了する前であれば申込みできます。

Q23 講座を申し込む前でも助成の申込みはできるか。

A23 できません。

Q24 講座開始前に受講料を支払った場合でも助成の申込みはできるか。

A24 できます。なお、領収書は補助金交付申請の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

Q25 助成申込みの際に添付が必要とされている「受講料等の内容および額が確認できる書類」「研修の受講を申し込んだことが確認できる書類」とは、具体的に何を指すのか。

A25 申込書類のほか、申し込んだことによって講座の実施機関（スクール）から送付されてくる書類であって、入校案内、受講料請求書、受講証などを想定しています。

Q26 助成申込みの際に添付が必要とされている「介護従事者として勤務する（勤務している）ことが確認できる書類」とは、具体的に何を指すのか。また、事業所から雇用証明などを発行してもらう必要はあるか。

A26 これから勤務する方：内定通知書、雇用契約書など
現に勤務している方：雇用通知書、社員証などを想定しています。上記のものを用意できない場合は、事業所から内定や雇用の証明などを発行してもらう必要があります。

Q27 助成の申込みに対する受理通知を受け取ったが、1年以内に講座を修了する見込みがなくなった場合は、どうすればよいか。

A27 速やかに市にお申出ください。なお、申込受理通知を受け取った日から1年以内に講座を修了しなければ原則として交付申請をすることはできませんが、災害その他やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

Q28 家族や代理の者が手続をすることができるか。

A28 助成を受けようとする本人が手続をする必要があります。

Q29 事業所が従業員の方をまとめて手続をすることができるか。

A29 個人での申込みおよび申請となります。

Q30 介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修をセットで受講できるコースを選択した場合は、どちらも助成の対象となるか。

A30 介護福祉士実務者研修のみが対象となります。

Q31 受講料等に消費税額が含まれているか不明な場合又は含まれているが消費税額が不明な場合は、補助金の交付申請額は、どのように計算すればよいか。

A31 領収書等に消費税額が明示されていない場合は、以下の方法により計算してください。

受講料等額 ÷ 1.1 × 1/3 (千円未満切捨て)

※算出額が上限額を超えるときは上限額を記載

Q32 助成を受けて介護福祉士実務者研修を修了した場合、介護福祉士の試験を受ける必要があるか。

A32 助成の要件ではありません。

Q33 介護サービス事業所に1年以上勤務する予定の者とは、どの時点から1年以上なのか。

A33 補助金交付申請の時点で判断します。現に就労している場合であっても申込時点で向こう1年以上勤務する予定であることが要件となります。

Q34 結果として勤務期間が1年未満だった場合は、補助金を返還する必要があるか。

A34 返還を求める場合があります。

Q35 同じ事業所に1年以上勤務する必要があるか。

A35 連続して介護サービス事業所に勤務するのであれば、事業所が変わっても差し支えありません。